

# 化管法(PRTR法)施行令 及び規則の改正について

環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課

東島 正哉、川原 志郎、原 安由子



# 本日お話しする内容

- 1. 化学物質排出把握管理促進法(化管法) とPRTR制度について
- 2. 令和2(2020)年度のPRTRデータの概要
- 3. 令和3(2021)年改正政令等の概要と今後 の動向

# 1. 化学物質排出把握管理促進法(化管法)と PRTR制度について

- ・我が国の化学物質法体系
- ・化管法とPRTR制度の概要



# 我が国の化学物質法体系(全体)

# ばく露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な法律により管理

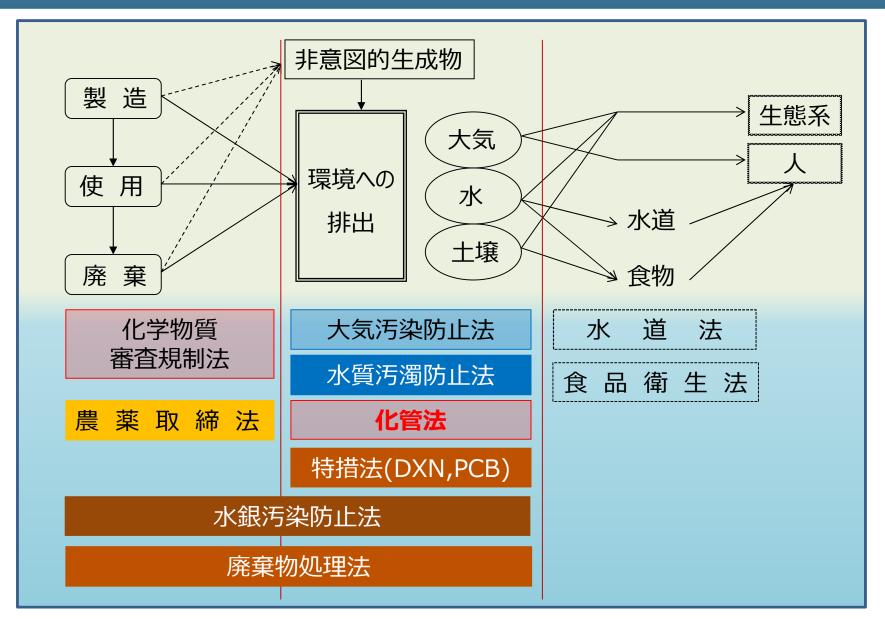
有害性	労働環境	消費者	環境経由	排出・ストック汚染廃棄	他
人の健康への影響 長毒 男性	(本) 法	大学 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	化管法(PRTR制	大気汚染防止法 水銀汚染防止法 水銀污染対策法 水銀污染対策法 水銀污染	化学兵器禁止法
生活環境への影響			規     度       法     等	等	
オゾン層破壊性	プロン排出抑制法 オゾン層保護法				

SAICM国内実施計画

2



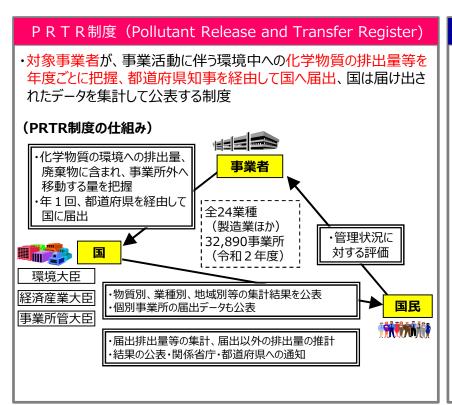
# 我が国の化学物質法体系(環境経由)





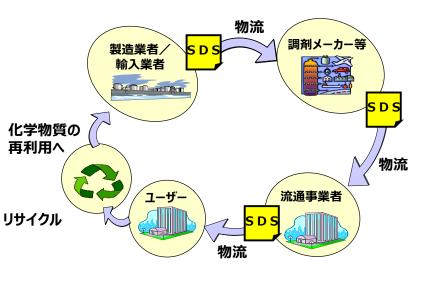
# 化管法(PRTR法)の概要

- ・平成11(1999)年制定「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- ・目的は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること
- ・対象事業者へ<u>事業活動に伴う化学物質排出量の届出(PRTR制度)</u>ならびに<u>安全データシートの交付(SDS</u>制度)を義務化



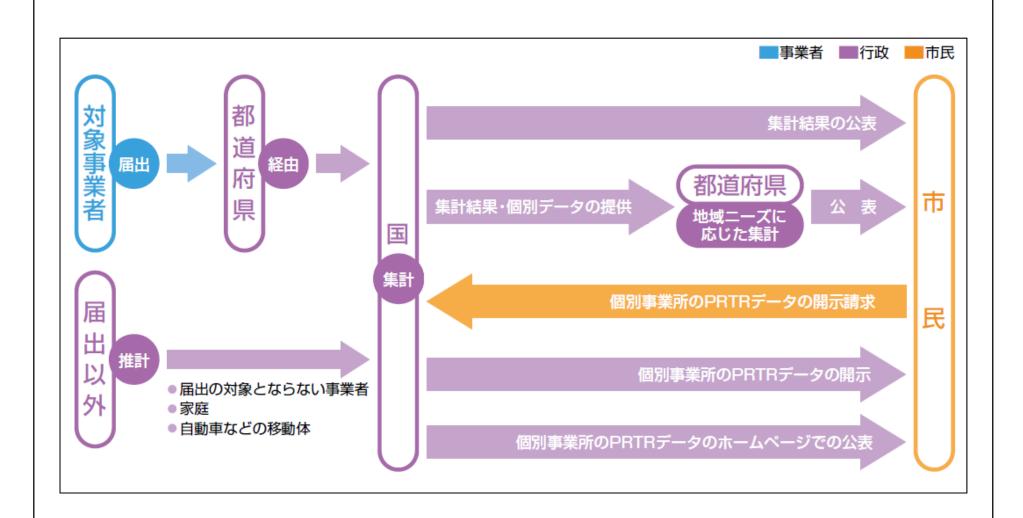
## S D S 制度(安全データシート: Safety Data Sheet)

・有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度





# PRTR制度の仕組み (概略図)





# PRTR届出対象事業者の要件

## ○24の業種

金属鉱業

原油・天然ガス鉱業

製造業

電気業

ガス業

熱供給業

下水道業

鉄道業

倉庫業

石油卸売業

鉄スクラップ卸売業

自動車卸売業

燃料小売業

洗濯業

写真業

自動車整備業

機械修理業

商品検査業

計量証明業

一般廃棄物処理業

産業廃棄物処分業

医療業※

高等教育機関

自然科学研究所

※平成22年度把握から

- ○常時使用する従業員の数 21人以上
- ○対象物質の年間取扱量 または 特別要件施設
  - 第一種指定化学物質 1t/年以上
  - 特定第一種指定化学物質 0.5t/年以上
- 鉱山保安法上の関連施設
- 下水道終末処理施設
- 一般廃棄物処理施設/産業廃棄物処理施設
- ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設



# 現行の対象化学物質

#### 第一種指定化学物質:462物質

- ・有害性(ハザード)とばく露に着目して選定
  - ※第二種指定化学物質(SDS制度のみ対象):100物質

#### 特定第一種指定化学物質:15物質

- ・第一種指定化学物質のうち、発がん性等が認められる物質
- ・第一種指定化学物質とは製品の要件、年間取扱量の要件が異なる

【現行対象物質】石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、

六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、 砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、 ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン = トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

#### 有害性(ハザード)

- ・発がん性・変異原性
- ·経口慢性毒性 ·吸入慢性毒性
- ·作業環境毒性 ·生殖発生毒性
- ・感作性 ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質
- ※下線を付したものは特定第一種の要件



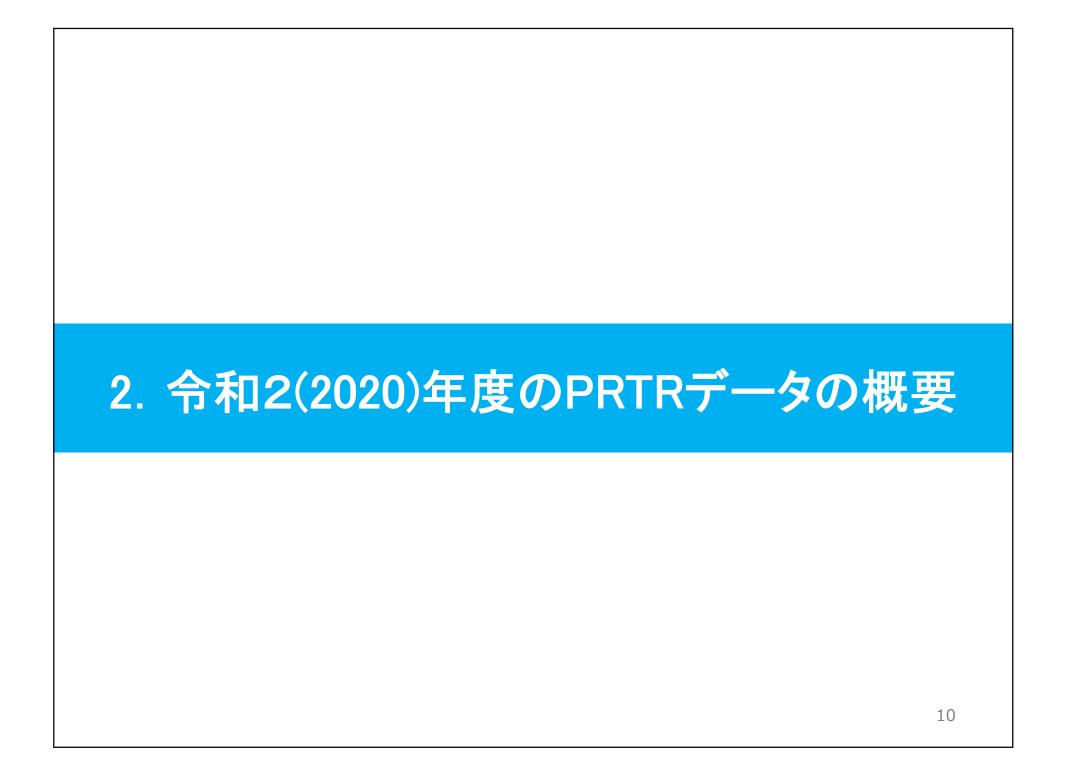
#### ばく露

#### 第一種指定化学物質

- ▶ 過去10年に、環境モニタリング(「黒本」等)の複数地点で汚染が検出
- ▶ 年間製造・輸入量が100トン以上
- ▶ 農薬及び特定第1種指定化学物質については年間製造・輸入量が10トン以上
- ▶ オゾン層破壊物質:これまでの製造・輸入量累積が10トン以上

#### 第二種指定化学物質

- ▶ 過去10年に、環境モニタリング(「黒本 |等)の1地点から汚染が検出
- ▶ 年間製造・輸入量が1トン以上

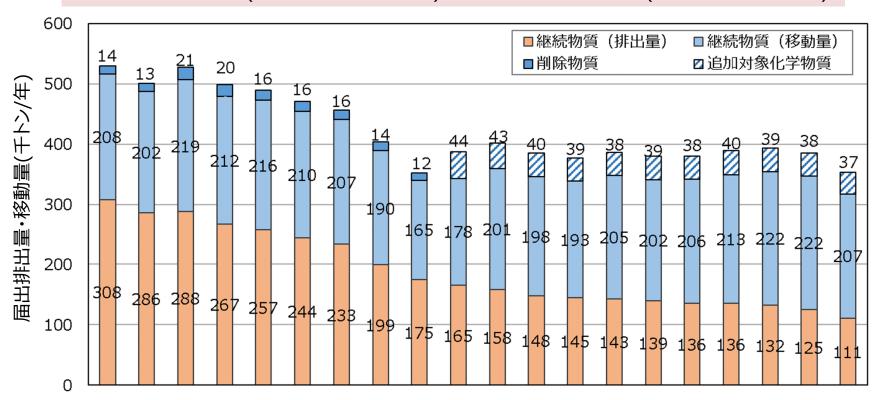




# 平成13(2001)~令和2(2020)年度 届出排出量・移動量の経年変化

●化管法政令改正(平成20年)前後で継続して届出対象物質として指定された276物質(継続物質)の総届出排出量・移動量は317千トン(対前年度比▲ 8.6%)

<排出量>111千トン(対前年度比▲ 11.5%) <移動量>207千トン(対前年度比▲ 7.0%)



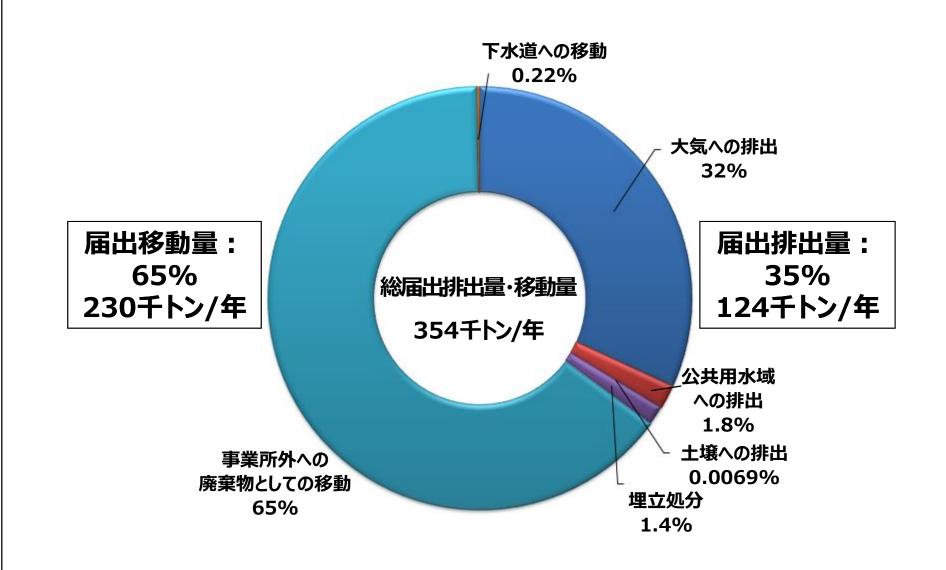
H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

- ※追加対象化学物質:平成20年の政令改正でPRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質
- ※削除物質:平成20年の政令改正でPRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質
- ※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

物質継続物質(276物質)には、政令改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により 統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質 の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む

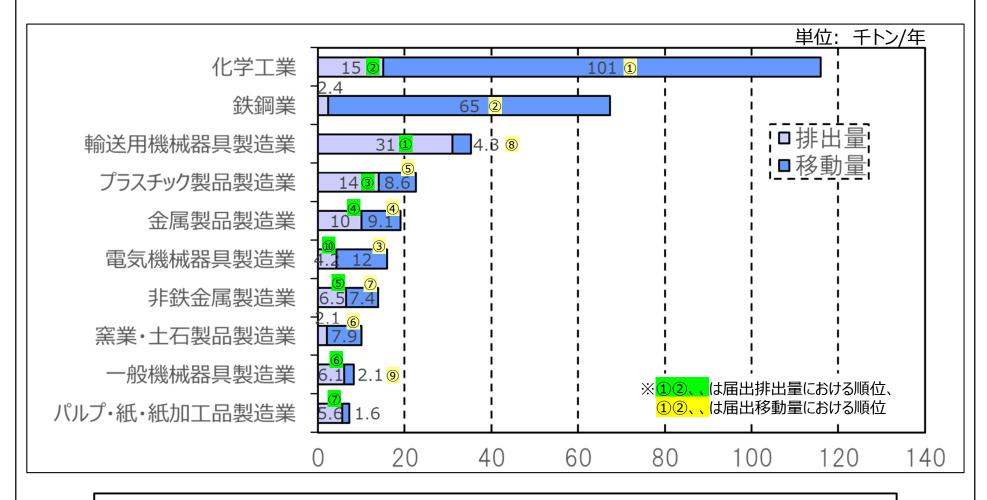


# 令和2(2020)年度 総届出排出量·移動量





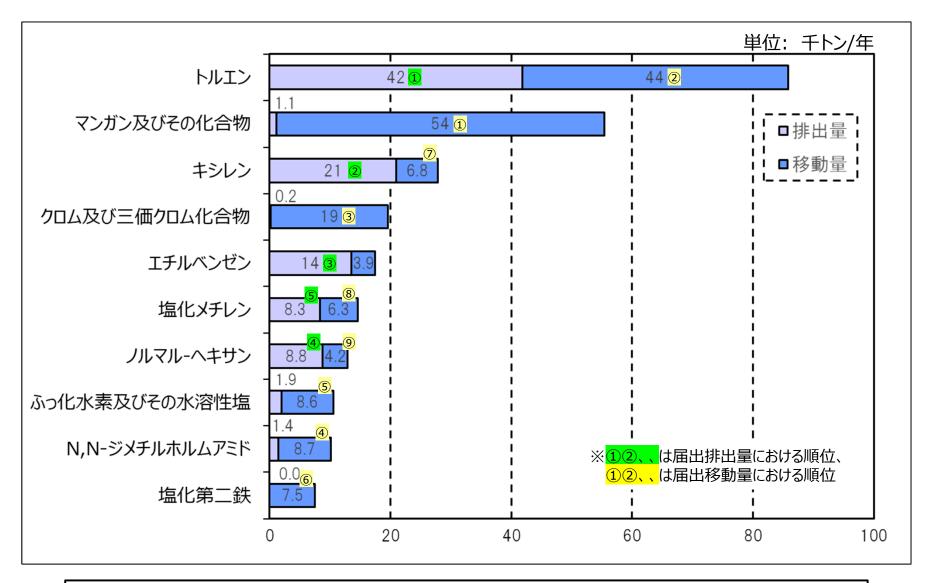
# 令和2(2020)年度 届出排出量・移動量上位10業種とその量



全業種(354千トン)のうち、上位10業種(315千トン)で全届出排出量・移動量の89%を占める。



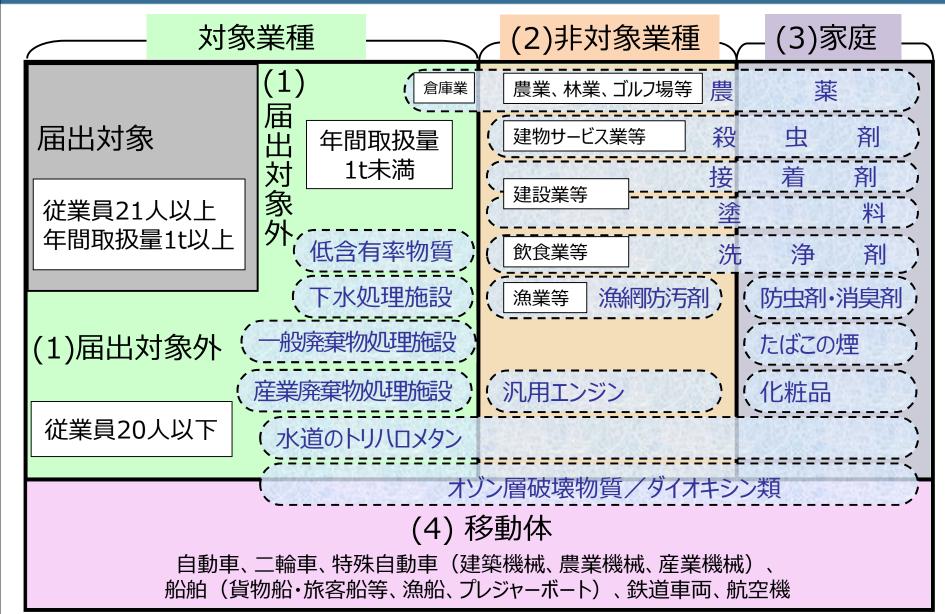
# 令和2(2020)年度 届出排出量・移動量上位10物質とその量



上位10物質(262千トン)で全届出排出量・移動量(354千トン)の74%を占める。

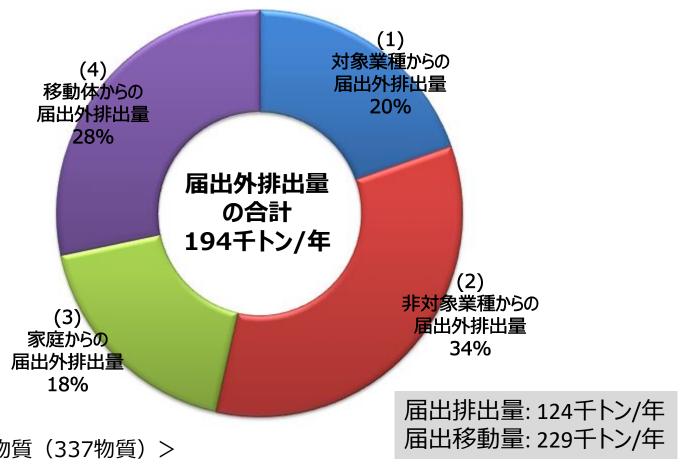


# 国が推計する届出外排出量推計の位置づけ





# 令和2(2020)年度 届出外排出量の構成

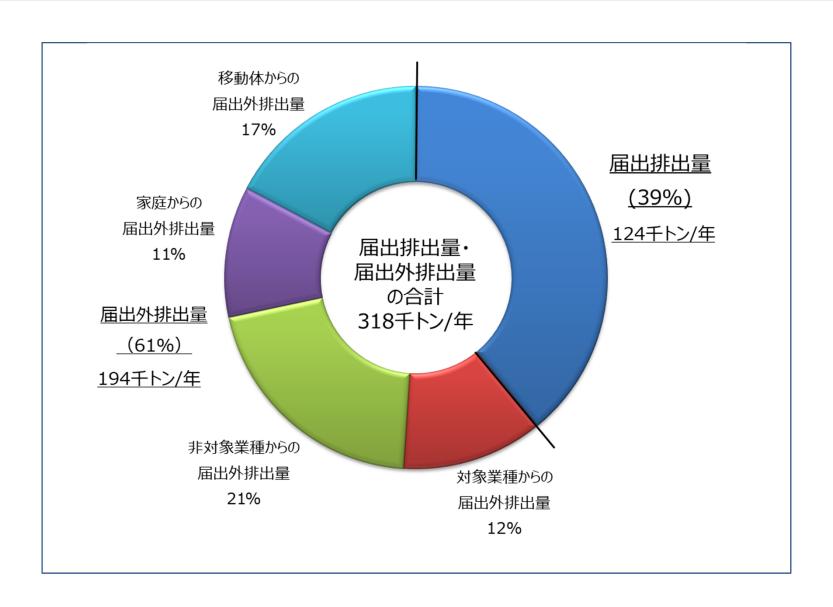


<推計対象とした物質(337物質)>

38千トン (構成比 20%) ← 43千トン(R1) ・ 対象業種からの届出外排出量 : *"* 34%) 65千トン ( ← 69千トン(R2) 非対象業種からの排出量 ← 38千トン(R1) : 35千トン ( " 18%) ・家庭からの排出量 55千トン ( " 28%) ← 57千トン(R1) ・ 移動体からの排出量 : 194千トン ( *"* 100%) ← 206千トン(R1) 合計



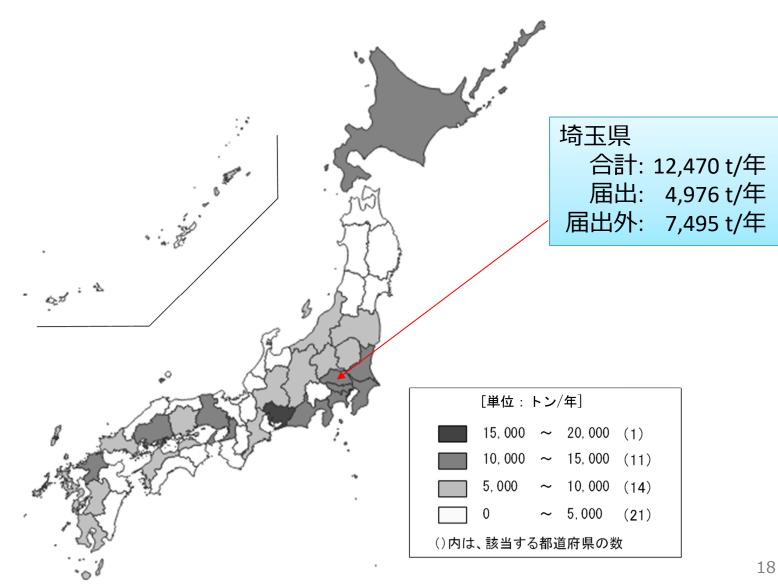
# 令和2(2020)年度 排出量(届出・届出外)の構成





# PRTR等排出量集計例(地域分布)

都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計(令和2(2020)年度)

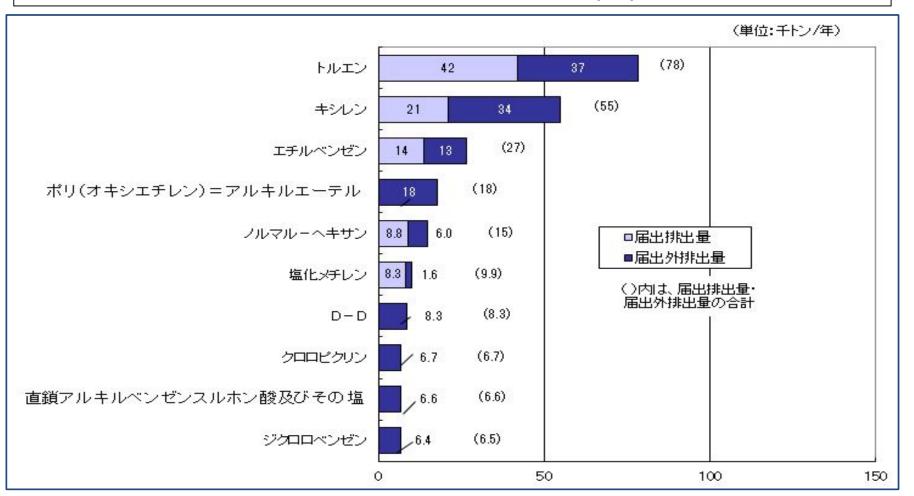




# PRTR等排出量集計例(上位10物質)

届出排出量と届出外排出量上位10物質とその排出量(令和2(2020)年度)

- **上位10物質の合計: 230千トン(全体の73%)**← 251千トン(全体の75%)(R1)
- ※届出排出量と届出外排出量全体では318千トン ← 346千トン(R1)





# データの入手 (PRTRインフォメーション広場)



- 環境省では、ホームページ上に、「PRTRインフォメーション広場」を開設
- 事業者向けのPRTRに関する届出に必要となる情報や、一般の方も含めた多くの方が利用できるよう集計された結果やデータを分かりやすく掲載
- ⇒「グラフでデータを見る」、「PRTRデータ地図 上表示システム」、「個別事業所データ検 索」etc…(「市民ガイドブック」参照)

このサイトへは、「PRTRインフォメーション広場」で検索!

PRTRインフォメーション広場

検索「



# データの入手(PRTRインフォメーション広場)

#### PRTRインフォメーション広場



☑ 問い合わせ ii サイトマップ 斎 ホーム ENGLISH

事業者の皆さまへ 個別事業所のデータ 集計結果

PRTRとは PRTR目安箱 資料集 リンク

#### PRTRインフォメーション広場とは

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出 されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公 表する仕組みです。PRTRインフォメーション広場では、届出方法から集計結果までPRTRに関わ る情報を提供いたします。

#### × 事業者の皆さまへ

届出手続きに必要と なる情報を提供します。



#### » 開示を請求される方へ

PRTR個別事業所 データの開示請求方法 についてご案内します。



#### × 集計結果・データを見る

PRTR制度によって 届出られたデータの集計 結果を、グラフ・表など をまじえて分かりやすく 説明します。



#### \*PRTRデータ 地図上表示システム

個別事業所を地図上から 探したり、個別事業所の データをグラフや図で. 見ることができます。



#### PRTRとは

化学物質排出移動量届出 制度「PRTR」につ いて詳しくご紹介しま す。

#### 関連資料集

法令、制定までの経緯 (中央環境審議会答申、 PRTRパイロット事業 等)、化学物質データ ベースなどの資料集で

#### リンク集

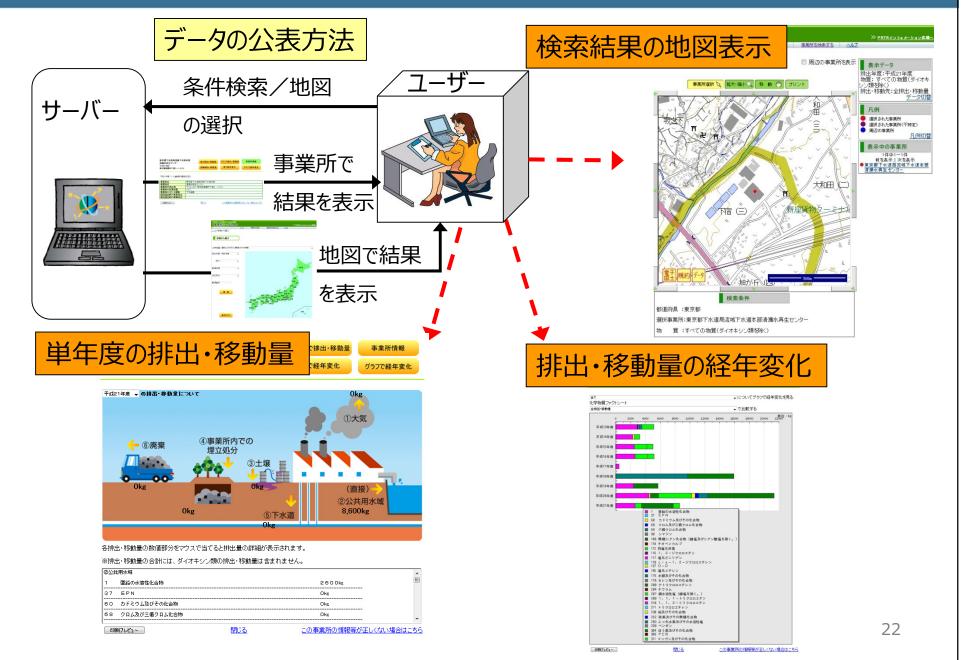
PRTRの活用に役立つ サイトへのリンク集で す。

#### **著作権・リンクについて**

環境省ホームページのコ ンテンツの利用について の情報です。



# PRTRデータ地図上表示システム





# PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例(今後利用予定を含む)
①環境保全上の基礎 データ	○PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする ○特別管理廃棄物制度等、各種政策の検討に当たって基礎データとして使用
②行政による化学物 質対策の優先度決 定	<ul><li>○化学物質の環境リスク評価に利用(化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価等に利用)</li><li>○環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用</li></ul>
③事業者による自主 的管理の改善促進	○事業所周辺の環境濃度予測等のツールを事業者に提供(NITE) ○地方公共団体において、事業者指導の資料として利用
<ul><li>④国民への情報提供 と化学物質に係る理 解の増進</li></ul>	<ul><li>○データの集計結果を公表し、インターネット上に掲載</li><li>○排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、インターネット上に掲載(NITE)</li><li>○PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成</li></ul>
⑤環境対策の効果・ 進捗状況の把握	○大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及び PRTRデータで対策状況を把握
⑥災害・事故時への 活用	○災害・事故等による化学物質の漏えいによる被害防止にむけ、届出情報など を活用



# PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック



- ・直近に公表されたPRTRデータを分かりやすく紹介 することを目的に毎年度発行
- ・以下のような内容を掲載
  - 暮らしの中の化学物質
  - PRTR制度とは
  - PRTR データ
  - 化学物質による環境リスク低減のために
  - もっと知りたい時には
- ・冊子を無料で提供(送料はご負担ください) Webでも公開

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html

・令和2(2020)年度版は、令和4(2022)9月下旬に発行予定





# PRTR制度の見直しの検討結果について

#### 見直しの背景

- ・第55回規制改革会議(平成27(2015)年12月 開催)に対し、<u>平成30(2018)年度を化管法の</u> 見直し年度と報告。
- ・化管法の前回見直しから10年が経過しており、この 10年間の状況を勘案した見直しが必要。
- ・第五次環境基本計画(平成30(2018)年4月閣議決定)において<u>化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等</u>について重点的に取り組むこととしている。
- →<u>今後の化学物質環境対策として、化管法の</u> 今日的な在り方について検討が必要

#### 主な検討結果(制度全体)

環境保健部会 化学物質対策小委員会 (経済産業省との2省合同審議会)にて審議

- ①対象化学物質の見直しの考え方
  - 対象とする候補物質(母集団)
  - 有害性の判断基準
  - -環境中での存在に関する判断基準
  - -環境保全施策上必要な物質の追加
- ②特別要件施設の点検
  - 特別要件施設である廃棄物焼却処理施設は、水俣条約に基づく大防法の措置(水銀測定)により測定が義務づけられたことから、水銀及びその化合物を届出対象に追加
- ③届出データの正確性の向上
- ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び 情報共有
- ⑤廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

制度全体に関する諮問 (H31(2019).4.9) 環境保健部会 化学物質対策小委員会 (経産省との2省合同審議)



答申 (R1(2019).6.28)



「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問 (R1(2019).7.1) 環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会 (厚生労働省、経済産業省との3省合同審議) 報告(R2(2020).5.1)





# ①対象化学物質の見直しの検討について 物質選定の考え方

#### 対象化学物質の見直しの考え方 (R1(2019).6 答申)

#### I. 対象とする候補物質(母集団)

> 現行化管法対象物質

> 各種法令規制物質等

※ 農薬は引き続き対象

※赤字箇所が 前回見直しからの 変更点

従来の特定第一種指定化

学物質の判断基準に追加

相当広範な地域の環境での

継続的な存在の程度との

相関性の観点から

製造輸入量から

排出量への変更

#### Ⅱ. 有害性の判断基準

➢ 評価手法が確立して一定のデータ
蓄積がある項目(発がん性、生殖毒性等)

→ 一定以上の<u>生態毒性</u>を有し難分解、

高蓄積である物質を

特定第一種指定化学物質に追加

→ 有害性情報にユスリカの情報を追加・

#### Ⅲ. 環境中での存在に関する判断基準

- ▶ 一般環境中での検出状況
- > 排出量等での判断
  - 1) 現行の第一種指定化学物質
    - : 届出排出量+届出外排出量 10トン以上
    - ※届出移動量が多い物質は100トン以上 (すべてが排出されないため)
  - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質

(化審法用途のみの物質):推計排出量 10トン以上

3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質 (化審法用途以外の用途もある物質)

:製造輸入量:100トン以上

#### Ⅳ. 環境保全施策上必要な物質

- > 環境基準が設定されている物質
- ▶ 化審法の優先評価化学物質等

#### 前回見直しの答申 (H20(2008).7)

#### 今後の課題

- 初期リスク評価の結果のより一層の活用
- 物質選定基準とGHSとの一層の整合化
- 付随的牛成物の選定に向けた排出量の把握方法の確立

#### 環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

今回の見直しでの主な検討項目

- ・有害性の判断基準
- 有害性項目ごとの物質選定基準の検討 ※物質選定基準、さらなるGHSとの整合
- ・環境中での存在状況に関する判断基準
- 1) 現行の第一種指定化学物質
  - : 届出排出量および届出外排出量 ※届出移動量が多い物質は移動量
- 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質 (化審法用途のみ)
  - : 化審法の排出係数による推計排出量

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定



# PRTR対象物質等専門委員会における検討結果の概要

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

- ・物質選定を行う母集団の考え方
  - ▶ 現行の物質選定の際の母集団を前提としつつ必要な精査を行い、母集団を設定
- ・有害性の観点からの物質選定の考え方
  - ▶ 選定基準・・・現行の基準を引き続き採用
  - ▶ 情報源・・・・最新の科学的知見を踏まえて更新し、「優先順位1 |に化審法スクリーニング評価・リスク評価を追加
- ・環境での存在状況(ばく露)等の観点からの物質選定の考え方
  - ▶ 一般環境中での検出状況・・・引き続き活用
  - ▶ 検出状況以外
    - ①現行の第一種指定化学物質

届出排出・移動量+届出外排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種

- ※移動量の多い物質 100トン以上→第一種 10トン以上→第二種
- ②現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途のみ) 排出係数を用いた推計排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種
- ③現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途以外の用途もある物質) 現行基準を踏襲 製造輸入量100トン以上(農薬、オゾン層破壊物質(累積)は10トン以上)→第一種 1トン以ト→第二種
- ▶ 環境保全施策上必要な物質の判断基準 化審法の優先評価化学物質等のうち十分な有害性情報が得られる物質
- ・特定第一種指定化学物質の選定の考え方
  - ▶ 人健康については現行の基準を引き続き用いる
  - ▶ 生態毒性について、一定以上の「生態毒性」を有し、難分解性かつ高蓄積性の物質を検討

第一種指定化学物質、第二種指定化学物質を選定



# 対象物質見直しにかかる審議経過

令和元(2019)年7月1日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種 指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元(2019)年7月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会(以下「委員会」)の設置
令和元(2019)年12月3日	第1回合同会合※(第1回委員会)
令和 2 (2020)年 2 月 19日	第2回合同会合*(第2回委員会)
令和 2 (2020)年 2月25日~3月13日	合同会合報告書案に対するパブリックコメント (意見募集) ・意見総数 662件(提出者数 541団体・個人)
令和 2 (2020)年 4月10日~16日	第3回合同会合*(第3回委員会)(書面審議)・委員会報告を取りまとめ
令和2(2020)年8月31日	答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種 指定化学物質の指定の見直しについて」
令和 2 (2020)年12月4日 ~令和 3 (2021)年1月 4日	政令案に対するパブリックコメント (意見募集) ・意見総数 4,199件(提出者数 2,918団体・個人)

※:薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、 化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催



#### 見直しによる主な化管法対象物質の選定根拠

- ★新規追加の特定第一種指定化学物質
  - ・ヒト健康の観点による追加
  - ・生態毒性の観点よる追加
- ★新規追加の第一種指定化学物質
  - ・環境保全施策上必要な物質
  - ・一般環境中の複数地点で検出がある物質
  - ・推計排出量による追加
  - ・製造・輸入量による追加
- ★新規追加の第二種指定化学物質
  - ・一般環境中での検出がある物質
  - ・推計排出量による追加
  - ・製造・輸入量による追加

#### 特定第一種へ追加: 9 物質 (発がん性 7、生殖発生毒性 1、生態毒性 1)

政令		発がん	生殖発	物質名称	## <b>*</b>	
種	番号	性	生毒性	初員石州	備考	
1	17	2→1	-	アセトアルデヒド		
1	186	2→1		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニル メタン		
1	206	-→1	-	1,2-ジクロロプロパン		
1	375	-	-→2	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	「有機スズ化合物」から分離。 一定以上の生態毒性があり、 難分解性・高蓄積性	
1	325	2→1	-	トリクロロエチレン		
1	346	2→1	-	トルイジン		
1	353	2	-→1	鉛及びその化合物	「鉛」が特定第一種に該当と なり、鉛化合物と統合	
1	457	2→1	-	ペンタクロロフェノール		
1	459	2→1	-	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		

- ※毒性の数値は判定されたクラス。[前回]→[今回]で示しており、発がん性及び生殖発生毒性のクラス 1 は特定第 1 種要件の一つ(橙色背景色部分)。
- 「-」はクラス設定に該当する情報が無いことを示す。



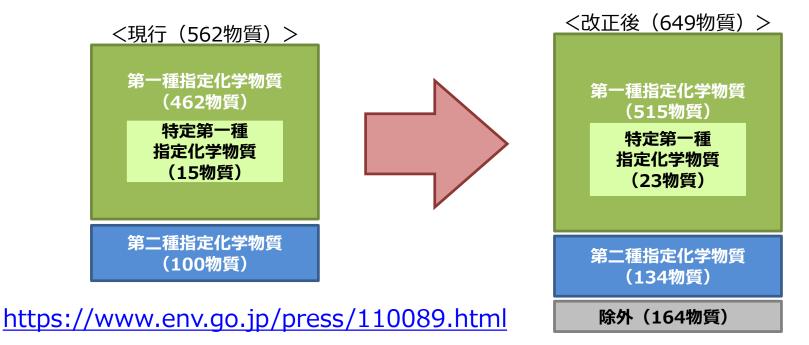
# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善改善の促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、 新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質
  - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は515物質 (うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
  - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は134物質
- 令和3(2021)年10月20日公布、令和5(2023)年4月1日施行\*

  ※PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5(2023)年度から、届出は令和6(2024)年度から実施

PRTR制度 : 化学物質排出・移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

SDS制度 : 化学物質の性状や取扱いに関する情報(安全データシート)の提供に関する制度(Safety Data Sheet)





# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律施行令の改正(NITE HP)

National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

▶ 本文へ ▶ サイトマップ ▶ 事業所案内 ▶ お問い合わせ Enalish 文字サイズ変更 標準 大 最大 Google 提供

ナイトについて

国際評価技術

バイオテクノロジー

化学物質管理

適合性認定

製品安全

#### 化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > SDS制度 > SDS対象物質とは

#### SDS対象物質とは

■ View this page in English

SDS制度の対象となる化学物質は、本法に定める第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質です。なお、労働 安全衛生法、毒物及び劇物取締法によってもSDS対象物質が定められています。

#### 化管法对象物質(2021(令和3)年10月20日公布)



「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 2021(令和3)年10月20日に公布され、対象物質が2023(令和5)年4月1日から変更します。 第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(代表的なCAS登録番号収載)【Excel:124KB】

<<追記:2021.10.26>>

管理番号598及び599の物質ついて代表的なCAS登録番号を修正しました。

【参考】2021(令和3)年11月30日確認済みのCAS登録番号のリストを掲載しました。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(確認済みのCAS登録番号収載)【Excel: 662KB】

<<追記:2021.12.15>>

管理番号607,642及び698について適切なCAS RNに修正いたしました。

<<追記:2021.12.22>>

管理番号590,607及び713について適切なCAS RNに修正いたしました。

※化管法対象物質リスト(2021(令和3)年10月20日公布)の英語版をご覧になりたい方は、ご参考情報とはなります が、NITE-CHRIP (英語版) のJapan: PRTR-SDS Law (from April 2023)) をご活用下さい。

※SDSの提供は、2023(令和5)年4月1日からになります。(改正後の指定化学物質のSDS提供義務は2023(令和5) 年4月1日から開始されますが、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、可能な限り早期に改正後の指 定化学物質に対応したSDSを提供いただきますようお願いいたします。)

#### 化管法関連情報

- ▶ 化管法 法律条文、関連資料
- ▶ PRTR制度(届出関連)
- PRTR制度(データの参照と活用)
- SDS制度
  - ▶ SDS記載内容
  - ▶ ラベル等表示内容
  - SDS対象物質とは
  - ▶ SDSの提供方法(法律条文)
  - ▶ SDSに関する調査報告書

#### 🕹 分野サイトマップ

#### 注目コンテンツ



化学物質管理センターの 取組・成果(ニュースリリース等)

#### NITE化学物質管理関連情報 メールマガジン配信申込▶

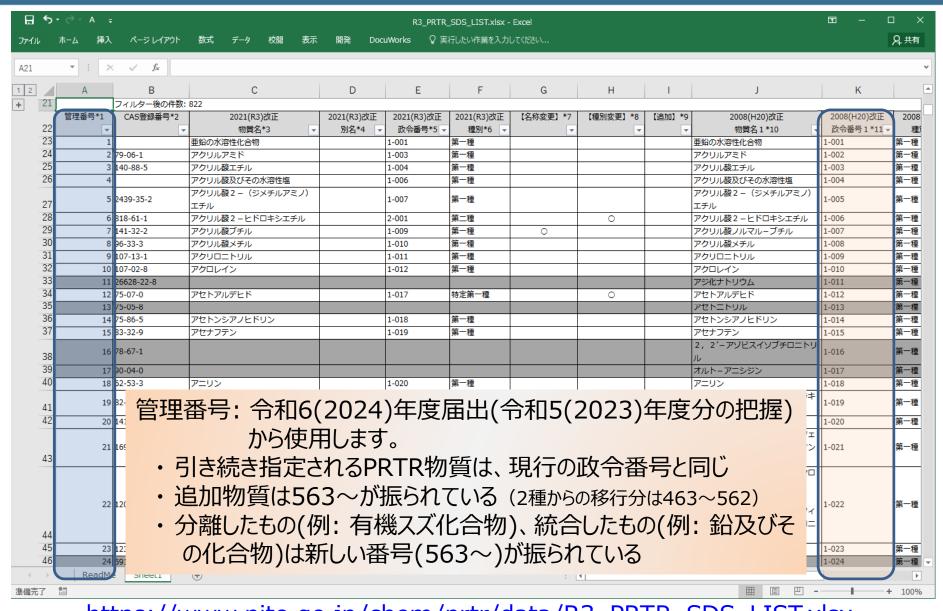


用語·略語集

化学物質の安全管理に - 関するシンポジウム



## 指定化学物質一覧リスト(令和3(2021)年10月公布)



https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3 PRTR SDS LIST.xlsx



# ②特別要件施設の点検

- ○取扱量の把握が困難である等の特殊性が認められる事業者(特別要件施設)においては、化学物質の測定が他法令により義務づけられている対象物質のみについて届出義務を課される。なお、当該届出義務については、対象業種及び雇用人数の要件は適用される一方、取扱量要件は撤廃される。
- ○特別要件施設には、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、鉱山保安法第13 条第1項に該当する施設(金属鉱業など)、ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設が指定されている。
- ○「水銀及びその化合物」は、PRTR届出対象物質の一つであるが、水銀に関する水俣条約(平成29(2017)年8月発効)を担保するため、平成27(2015)年に大気汚染防止法が改正(平成30(2018)年4月1日施行)され、水銀等を大気中に排出する者は、「設置時の届出」「排出基準の遵守」 「水銀濃度の測定」の義務が課されることとなった。これらの水銀排出施設(下表)のうち、廃棄物焼却炉等は化管法の特別要件施設に該当する。

### 令和4(2022)年3月31日に施行規則改正 令和4(2022)年度から水銀及びその化合物の排出量を把握、令和5(2023)年度から届出

		化管法における状況	
水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	相当する 対象業種	特別要件施設の 該当
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー		
②産業用石炭燃焼ボイラー	│大型石炭混焼ボイラー │小型石炭混焼ボイラー	電気業、熱供給業	
③非鉄金属製造用の製錬焙焼工程	一次施設(銅・工業金、鉛・亜鉛) 二次施設(銅・工業金、鉛・亜鉛)	非鉄金属製造業	
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 下水道業	0
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	



# ③届出正確性の向上

PRTR制度は情報的手法であり、届出・公表される情報の信頼性の確保は、 制度の信頼性確保の観点から重要

#### 正確性向上のために

- ・届出様式の変更
- ・電子届出の更なる普及促進
- ・届出時の誤り防止

(例:電子届出システムにおけるチェック機能の充実等)

- ・国の届出排出・移動量公表後に生じている排出量・移動量の変更の要因解析
  - ⇒届出項目の精査
  - ⇒PRTR排出量等算出マニュアルと業種別の算出マニュアルの見直し



- ・環境保全施策の企画・立案や事業者の自主管理の改善・促進、リスクコミュニケーションの基盤としての活用へのより正確なデータの提供
- ・第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の的確な物質選定への貢献
- ・地方公共団体の増大する作業負担の軽減・合理化



# ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

「今後の化学物質環境対策の在り方について(答申)」(令和元(2019)年6月)に**事業者・地方公共団体の災害対応措置を強化する観点**から以下が盛り込まれた。

- ・地方公共団体によるPRTRの届出排出・移動量の有効活用、事業者の自主的な情報共有の取組の促進
- ・平時からの地方公共団体と事業者との情報共有
- ・<u>災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応</u> じた事業者への確認 等



「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュ アル策定の手引き」を公表(令和4年3月31日)



これらの取組を「**化学物質管理指針」へ位置づけて**一層の促進を図る予定 (管理指針は令和4年8月改定予定)



# ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

# 「地方公共団体環境部局における化学物質に係る 災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の公表について

#### <背景>

近年、大規模な地震や豪雨などの災害の発生に起因する化学物質の漏洩・流失などの可能性が高まっている。

このため、地方公共団体環境部局の災害への対応力強化が必要。

く「地方公共団体環境部局における化学物質に係る

災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定>

平成21(2009)年に策定された「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の見直しを行うとともに災害への対応を加えて「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」として策定。

具体的には特に以下の点について追記、再整理。

- ・他部局における関連するマニュアルなどとの関連付けについて
- ・関係機関、関係部局間の連携体制について
- ・平時からの事業者などとの情報共有の促進について
- ・災害・事故に関する事例・情報源を整理・拡充
- ・地方公共団体独自の化学物質管理制度事例を整理

報道発表 <a href="https://www.env.go.jp/press/110851.html">https://www.env.go.jp/press/110851.html</a>

手引き https://www.env.go.jp/content/900518774.pdf



# 4災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

#### 化学物質管理指針の改定案

- ① 平時における「地方公共団体との連携」を明示
- ② 災害による被害の防止に係る平時からの取組を推奨

第1 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

- 1 化学物質の管理の体系化
  - (1) 化学物質管理の方針 <略>
  - (5) その他配慮すべき事項
    - ア 地方公共団体との連携 指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況等 について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体へ適切な情報の提供等を行 うよう努めること。
    - イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組 指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未 然に防止するため具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

#### <化学物質管理指針>

- ・指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定 化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めたもの。
- ・指定化学物質等取扱事業者は、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行う。



## ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有 災害による事故への備えとして

#### ・ 平時からの備え

- <u>平常時から情報を十分把握すること</u>は、災害・事故時の迅速な化学物質の漏洩検知や、 災害・事故後の漏洩防止措置の指導につながる可能性大
- 漏洩物質の回収方法や、回収後の処理方法の情報は、多くの場合必要になる可能性があり、過去の災害・事故事例の情報収集と整理が重要
- 環境施策や研究によって得られるデータを用いた平常時からのリスクの想定、把握も重要

#### ・ 事故発生時の対応

- 関係機関との柔軟な情報共有
- 法令等に基づく届出情報等の有効活用が可能 (PRTR事業所別データやSDSの活用・提供など)

水害による化学物質の流出を防ぎましょう すぐできる備え 1 まずは被害想定の把握を 大規模水害から ハザードマップの確認 湿水深 など 国交省河川事務所 [十砂災害] 東京都建設局 など 洪水ハザードマップ公表状況(東京都建設局ホームページ) すぐできる備え 2 平常時・災害前後 「東京マイタイムライン」(東京都防災ホームページ)を 活用し、事業所用に工夫したタイムライン作成例 防災行動計画の整備 タイムラインを作成 平常時や、台風等の直前・直後の対応を 避難のための余裕を確保 強風による施設破損・停電も想定 情報の入手方法 すぐできる備え 3 浸水・流出対策 対策用資材の確保 ビニールシートがけ、フタ閉め、容器 の固定、高所への移動など 土のう、水のう、止水板の設置など のう袋は新品のスラッシ袋でも う又は土の入手方法を 容器の固定は震災への備えと

化学物質取扱事業者の皆さまへ

東京都環境局

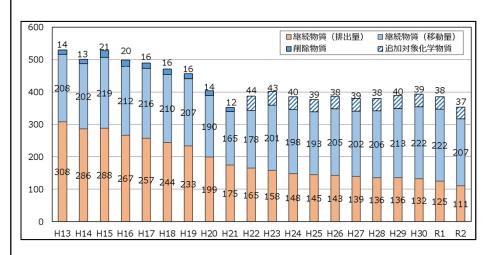
~化学物質に関する各種法令の指導内容も確認し、対策を取りましょう~

東京都作成リーフレット

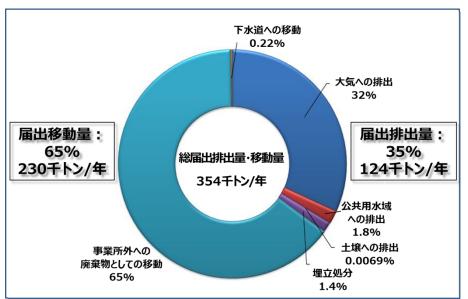
(<a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/chemical/disaster.html</a>)



# ⑤移動量(廃棄物)に移行する化学物質の情報提供のあり方



○法施行後、排出量は半減している一方で 移動量(廃棄物等に含まれる化学物質)は 横ばいである。



○移動量は排出・移動量全体の65%を占めており、物質ごとに見ると移動量が排出・移動量の95%以上を占める物質が対象物質の半数以上ある。

- ○廃棄物の適正な処理の観点から、<u>廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供</u>するよう事業者へ周知することが考えられる。
- ○また、移動量について管理を強化するために、**排出量から移動量にどのように移行しているのか、** 移動量の経年変化の要因や化学物質種などの分析が必要である。



#### 化管法の物質見直しに係る今後の課題への対応

- 化管法目的に照らしてより実効性のある制度となるよう、引き続き、見直しに係る検討を行っていくことが必要。
- 今回の見直しの過程で生じた以下のような課題については早期に検討に着手し、定期的な進捗管理を 行いつつ計画的に検討を進め、今後の見直しに繋げていく。

#### ①有害性の観点からの課題

✓ 近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えばある物質に対し 異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確からしさや、従来とは異なる生物種を用いて 行われた試験において、試験結果が大きく異なった場合の物質選定における扱いを検討。

#### ②ばく露の観点からの課題

- ✓ PRTR届出外排出量については、推計対象としなかった排出源が複数存在しているため、個別の対象物質への排出量への寄与割合も勘案しつつ、推計方法の検討を進める。
- ✓ 推計を行うことが難しい場合、届出、届出外情報双方の不確実性にも留意した物質選定のあり方について検討。
- ✓ 化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携しながら、化管法の物質選定のための排出係数の設定等について検討。
- ✓ モニタリングによる一般環境中での検出状況は、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、 最も確度の高い指標とされていることから、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施に努める。

#### ③その他の課題

- ✓ 新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえつつ、事業者における届出やSDS制度 に基づく情報の提供等が適切に実施できるように物質範囲の明確化を行う。
- ✓ 化管法対象から除外される現行対象物質について、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。
- ✓ また、国においては、製造・輸入状況、用途の変化の把握、推計排出量への影響を定期的に把握したうえで、必要に応じて一般環境中での存在の監視を行っていく。



# 令和3(2021)年改正施行令等の施行スケジュール予定

(1)(2)施行 (3)(4)(5)施行							
	の内容 〜(6)は施行規則改正案	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
政令	第一種指定化学物質及び 第二種指定化学物質の見 直U(施行令別表)	10/20公布		新PRTR物質の把握開始 開始 新対象物質のSDS 開始	新PRTR物質 前年度分の届出 当該年度分の把握		
(1)	特別要件施設において把握 すべき排出量の追加 (施行規則第4条関係)		水銀及びその化合物 の排出量の 令和4年度分の把 握	水銀及びその化合物 の排出量の 前年度分の届出 当該年度分の把握			
(2)	下水道法改正に伴う改正 (施行規則第4条関係)	条ズレ適用					
(3)	対応化学物質分類名の付 与 (施行規則別表関係)				前年度分の届出についての適用申請・承 ■認	<b>——</b>	
(4)	届出様式の変更 (施行規則様式第一関係)				新PRTR物質 前年度分の届出に■ 適用	<b>——</b>	
(5)	電子届出の通信方式として ダイヤルアップ方式の廃止 (施行規則様式第四関係)	 		廃止適用			
(6)	電子届出の届出期間の延 長 (施行規則附則関係)		電子届出のみ7月末までに届出(通常は6月末)			届出方法に関わらず 6月末までに届出	

※化管法改正施行令は令和3(2021)年10月20日公布、改正施行規則は令和4(2022)年3月31日公布

# PRTRの電子届出促進について(事業者へのお知らせ)

便利になったPRTR届出システムを利用して電子届出をお願いします。

#### ○電子届出メリット

- ▶ 過去の届出も管理可能
- ▶ 次年度に入力の手間が省けます
- ▶ 記載ミスが削減できます(役所とのやりとりが少なくなる。システム上で可能。)
- ▶ 届出不要の連絡も可能
- ▶ 社内の紙決裁への対応として様式での印刷も可能
- ▶ 来年度から電子届出の届出期間が延長(7月31日まで可能)

※ 2022年度~2024年度の3年間限定

#### ○おすすめポイント

クライアント証明書のインストールが不要となりました(2022年度)

パスワードを忘れても再設定が可能(2023年度)

紙届出だった別の届出先の都道府県等への追加も、すでにユーザIDを持っている場合は、PRTR届出システムから使用届出の申請が可能(2023年度)

政令改正により変わる第1種指定化学物質の管理番号への修正が自動で行われます

(2024年度届出時に対応予定)

まずはNITE(製品評価技術基盤機構)HPにて PRTR電子届出の説明をご確認ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html

電子届出が簡単にわかる動画解説も配信中!



# 引き続き、化管法(PRTR法)届出等へのご協力を、よろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。